株式会社 廣済堂
証券コード:7868

KOSAIDO

第54回 定時株主総会招集ご通知

日時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時

場所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館 1階大ホール

コミュニケーションの進化の先へ

印刷・ITを融合したワンストップサービスで、
「情報ソリューションプロバイダー信頼度No.１」を目指します。

企 業 理 念

当社の社名である「廣済」は「広く済（すく）う」という意味で、「広く社会に貢献したい」という創業者の熱い想いが込められています。
私たちは、社会の明るい未来に向けて、一人ひとりが高い志を持ち、心をひとつにし、新しい価値創造に努め、お客様から信頼され、選ばれる企業グループを目指します。

ご 挨 拶

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに第54回（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当社は昭和24年に印刷事業で創業以来、社名にある「廣済」（広く社会に貢献する）を経営理念として、社会の発展と人々の豊かな暮らし創りの担い手として、印刷、人材、出版、葬祭など多岐にわたる事業を通して、信頼される企業グループを目指してまいりました。

現在、廣済堂グループでは収益力の向上及び財務体質の改善を目指し、総力をあげて第３次中期経営計画「KOSAIDO　Re-Innovation」に取り組んでおります。コア事業の競争力強化及び再構築、事業ポートフォリオの見直し、業態・組織の変革ならびに経営管理体制強化を図り、着実な利益の確保を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

平成30年6月



代表取締役社長
浅野　健

証券コード　7868
平成30年６月12日

株　主　各　位

東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスS館13F
株式会社 廣 済 堂
代 表 取 締 役 社 長
浅　野　　健

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成30年６月28日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都港区芝浦一丁目２番３号　シーバンスＳ館　１階大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第54期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役７名選任の件

以　上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
〇代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、委任状等の代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
〇株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.kosaido.co.jp）に掲載させていただきます。
〇当社は、法令及び定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.kosaido.co.jp）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
なお、株主総会招集ご通知提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

・株主総会当日のお土産はお配りしておりません。
・定時株主総会終了後お届けしておりました「報告書」及び「定時株主総会決議ご通知」は前年度より発送を取りやめております。なお、「報告書」は本招集ご通知と統合し、「定時株主総会決議ご通知」は当社ホームページに掲載いたします。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時

平成30年６月28日（木曜日）
午前10時

場 所

東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスＳ館　１階大ホール

郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**切手を貼らずにご投函**ください。

行使期限

平成30年６月27日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、財務体質の改善等により復配体制が整ったことから、株主の皆さまのご支援にお応えすべく以下のとおり復配いたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

以下のとおりといたします。

・当社普通株式１株につき３円（うち普通配当１円、特別配当２円）

・総額　74,741,247円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成３０年６月２９日（金）といたします。

第２号議案　取締役７名選任の件

当社の取締役は、平成29年６月29日開催の当社定時株主総会において選任いただいた7名のうち藤田 弘道氏は本年３月13日逝去により退任し、他の６名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の答申を受け決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1



生年月日
昭和29年11月25日
所有する当社の株式数
4,566株
取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

土井常由（どいつねよし）

再任

昭和53年４月　三井物産㈱入社
平成23年11月　三井石油㈱代表取締役社長
平成27年１月　当社入社　経営企画部長
平成28年４月　上席執行役員　経営企画部長、その他関係会社管掌
平成28年６月　取締役　経営企画部長、経理財務担当、その他関係会社管掌
平成29年４月　取締役　経営企画・財務本部担当、その他関係会社管掌
平成29年６月　取締役　経営企画・財務本部、管理本部担当、その他関係会社管掌（現任）

重要な兼職の状況
特になし

取締役候補者とした理由
土井常由氏につきましては、前職三井物産㈱での海外勤務及び子会社代表者等の要職歴任等の豊富な経験と実績、幅広い知識があり、またバランス感覚に優れており、当社の代表取締役として当社の経営改革の推進をリードする役割を果たせると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

根岸千尋（ねぎし ちひろ）

再任



生年月日
昭和43年11月2日
所有する当社の株式数
842株
取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

平成20年 1月　㈱パソナフォーチュン入社
同社経営管理室長兼エグゼクティブサーチ室長
平成21年10月　当社入社　情報イニシアティブ 上席スタッフ
平成27年 4月　HC事業部　人材ビジネス本部　執行役員 本部長
平成29年 6月　取締役　HRS事業部長兼ソリューション本部長、
人材関係会社管掌
平成30年 4月　取締役　人材関連事業統括、人材事業関連会社管掌
印刷事業変革プロジェクト推進責任者（現任）

重要な兼職の状況
東京博善㈱非常勤取締役（予定）、当社人材関連子会社（※）代表取締役社長
（※ ㈱廣済堂ビジネスサポート、KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD、㈱キャリアステーション、㈱共同ビジネスサービス）

取締役候補者とした理由
根岸千尋氏につきましては、人材ビジネスの豊富な経験、当社での国内事業拡大及び海外新規需要創造の実績を活かすと共に、印刷事業変革プロジェクトの責任者としてコア事業変革の推進役が期待され、今後の企業価値向上に必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

小林秀昭（こばやし ひであき）

新任



生年月日
昭和35年12月27日
所有する当社の株式数
785株
取締役会への出席状況
－回／－回（－ %）

昭和59年 4月　㈱太陽神戸銀行（現㈱三井住友銀行）入行
平成21年 4月　㈱三井住友銀行　浜松町法人営業部長
平成23年 4月　同行　監査部 上席監査役
平成24年 4月　当社に出向　人事部長
平成26年 1月　当社に転籍　執行役員　人事部長
平成28年 4月　上席執行役員　経理財務担当
平成29年 4月　上席執行役員　経営企画・財務本部長（現任）

重要な兼職の状況
東京博善㈱非常勤取締役（予定）、廣済堂あかつき㈱非常勤取締役（予定）、威海廣済堂京友包装有限公司董事（予定）

取締役候補者とした理由
小林秀昭氏につきましては、前職及び当社における経営企画及び経理財務に関する豊富な経験と実績、幅広い知識を有し、当社の安定的な経営基盤の構築に必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4



生年月日
昭和33年2月24日
所有する当社の株式数
2,010株
取締役会への出席状況
－回／－回（－%）

渡邊義和（わたなべ よしかず）

新任

昭和55年 3月　当社入社
平成25年 4月　HC事業開発ユニットマネージャー
平成26年 4月　LC事業部長
平成29年 4月　上席執行役員　LSD事業部長（現任）

重要な兼職の状況
特になし

取締役候補者とした理由
渡邊義和氏につきましては、エスコ事業の立上げを含めた当社及び関連会社における豊富な経験と幅広い知識・人脈があり、また廣済堂の歴史と伝統の継承も踏まえて、今後の当社経営に活かせると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5



生年月日
昭和37年8月16日
所有する当社の株式数
0株
取締役会への出席状況
－回／－回（－%）

大曲伸幸（おおまがり のぶゆき）

新任

昭和62年 3月　当社入社
平成24年 4月　情報コミュニケーション営業統括ユニットマネージャー
平成28年 4月　執行役員　知財情報事業部長
平成30年 4月　執行役員　知財情報事業部長
　　印刷事業変革プロジェクト副責任者（現任）

（※）本年6月、上席執行役員に昇進予定

重要な兼職の状況
特になし

取締役候補者とした理由
大曲伸幸氏につきましては、 出版印刷及び知財事業の事業部長歴任等印刷領域での豊富な経験と幅広い知識を活かし、印刷事業変革プロジェクトの副責任者としてコア事業変革の推進役が期待され、今後の企業価値向上に必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

西田（にしだ） 博（ひろし）

再任



生年月日
昭和29年３月18日
所有する当社の株式数
０株
取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

昭和52年 ４月　法務省入省
平成14年 ４月　盛岡少年刑務所長
平成25年 １月　法務省矯正局長
平成26年12月　法務省退官
平成27年 ２月　当社顧問（業務委託契約）
平成28年 ６月　当社取締役（現任）
平成29年 ４月　飛島建設㈱顧問（現任）

重要な兼職の状況
東京博善㈱代表取締役社長（予定）、飛島建設㈱顧問

取締役候補者とした理由
西田博氏につきましては、法務省での豊富な経験と幅広い知識により当社の経営全般に対する監督を期待しております。なお、西田博氏は本年6月に当社子会社の東京博善㈱への代表取締役社長就任（予定）の結果社外性を喪失しますが、非業務執行取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

千代田有子（ちよだゆうこ）

社外　新任



生年月日
昭和36年１月14日
所有する当社の株式数
０株
取締役会への出席状況
－回／－回（－％）

平成６年４月　弁護士登録・開業
平成14年１月　千代田法律事務所開設・同事務所代表（現任）
平成28年６月　クリナップ㈱社外取締役（現任）

重要な兼職の状況
千代田法律事務所　代表

社外取締役候補者に関する特記事項
1. 千代田有子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 千代田有子氏の戸籍上の氏名は、中嶌有子であります。

社外取締役候補者とした理由
千代田有子氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、その豊富な経験や幅広い知見は、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、千代田有子氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要
当社は、千代田有子氏との間で、会社法第427条第１項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

（注）候補者　西田博氏は当社が株式の60.9％を保有する東京博善㈱の代表取締役社長に就任予定であり、当社は同社との間に印刷等の取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

事業報告（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 廣済堂グループの事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、米国・欧州など海外の景気回復を背景に、多くの企業で収益改善や設備投資額の増加などが見られ、緩やかな回復基調で推移しました。

当社のコア事業が属する印刷業界では、電子化による紙媒体の需要低下や競争激化に伴う受注価格の下落が続くなど厳しい経営環境が続きました。

このような状況のもと当社は第3次中期経営計画「KOSAIDO　Re-Innovation」に基づき、コア事業の競争力強化及び再構築、事業ポートフォリオの見直し、業態・組織の変革の実施、経営管理体制の強化を図り、着実な利益の確保を目指してまいりました。

その結果、当期の連結売上高につきましては、当社のコア事業である印刷事業及び人材事業を含む情報セグメント及び葬祭セグメントで増収となり、当社グループ全体で増収となりました。

また、連結の営業利益及び経常利益につきましては減益となりましたが、東京都内の拠点等の資産売却による特別利益の発生により親会社株主に帰属する当期純利益は大幅な増益となりました。

以上の結果、当期における連結売上高は36,462百万円（前期比4.5％増）、連結営業利益は2,181百万円（前期比14.8％減）、連結経常利益は1,648百万円（前期比20.2％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,271百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失471百万円）となりました。

なお、当期末の株主配当金につきましては、財務体質の改善等により復配体制が整ったことから、株主の皆さまの支援にお応えすべく復配とし、１株当たり３円（普通配当１円、特別配当２円）とさせていただきます。

セグメント別連結売上高及び構成比

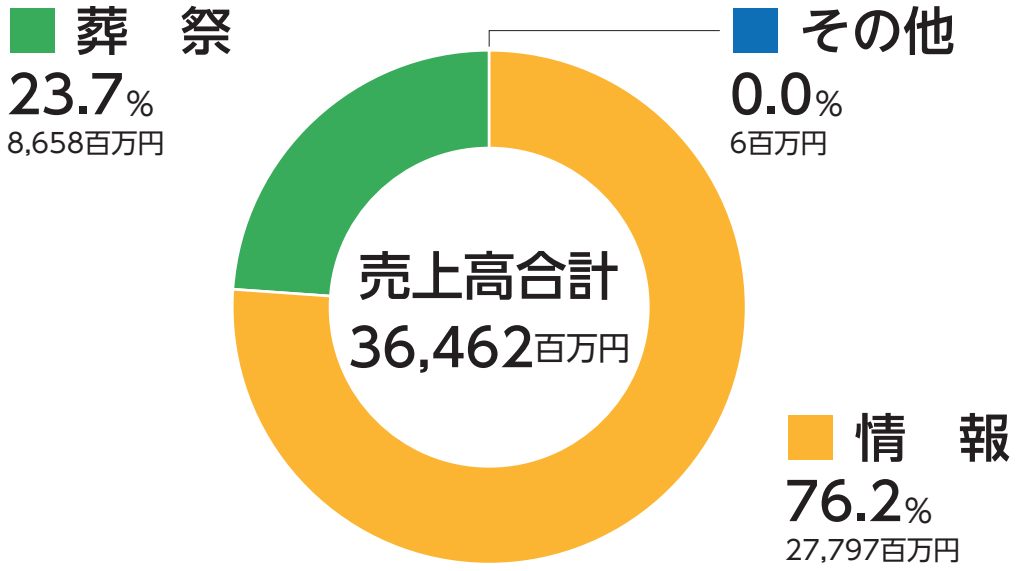

連結売上高

区　分	当　期		前　期		前期比（%）
	金額（百万円）	構成比率（%）	金額（百万円）	構成比率（%）	
情　報	27,797	76.2	26,662	76.4	4.3
葬　祭	8,658	23.7	8,221	23.6	5.3
その他	6	0.0	8	0.0	△26.5
合　計	36,462	100.0	34,892	100.0	4.5

情報セグメント



売上高（単位：百万円）

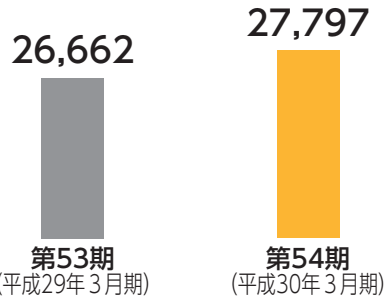



情報セグメントは、コア事業である印刷事業と人材事業のほか、ライフスタイルデザイン事業、出版事業で構成されております。

印刷事業では、出版印刷、商業印刷、新聞印刷、パッケージ印刷などの印刷ソリューションを始めとして、印刷・ITから映像、イベントまでお客さまの広告・販促活動のトータルプロデュースや官公庁向けのパブリックサービス、既存の特許・技術の調査を行う先行技術調査など様々な製品及びサービスを提供しております。

当期の印刷事業につきましては、パッケージ印刷が売上を伸ばしたものの、出版印刷分野での書籍及び雑誌の受注減少や、商業印刷分野での媒体の多様化による印刷物の減少等、厳しい事業環境が続きました。その結果、印刷事業の売上高は前期を下回りました。

人材事業では、求人広告等の求人媒体ソリューション、人材紹介・人材派遣ソリューション、人材育成・研修ソリューションなどトータルな人材ソリューションを提供しております。

当期の人材事業につきましては、当社求人媒体「Workin」の商品力を強化し、また転職市場でのサービス展開が好調でした。その結果、人材事業の売上高は前期を上回りました。



〈当社Web求人媒体「Workin.jp」〉

ライフスタイルデザイン事業では、LEDエスコシステム等のエコビジネス、イベント事業等のカルチャープランニング等のサービスを提供しております。

当期のライフスタイルデザイン事業につきましては、期間満了により契約終了したLED案件の減収分を新規受注分で補うことができました。また、大型イベント案件の受注にも成功し、これらの結果、ライフスタイルデザイン事業の売上高は前期を上回りました。



〈当社LEDエスコシステム導入例〉

出版事業では、一般書籍の企画・出版と教科書・参考書等の教育図書の企画・出版を行っております。

当期の出版事業につきましては、発刊の遅れ等により一般図書部門の売上高は前期を下回りました。一方、教育図書部門は、小学校の道徳教科書採択等により売上高は前期を上回りました。

以上の結果、情報セグメントの売上高は27,797百万円（前期比4.3％増）となりました。

葬祭セグメント



売上高（単位：百万円）

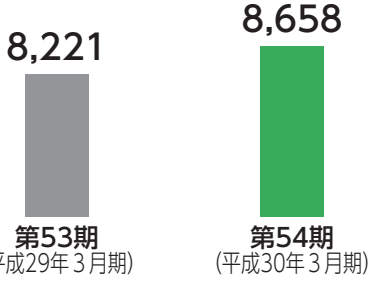



葬祭セグメントは、葬祭事業で構成されております。

葬祭事業では、当社子会社の東京博善株式会社により、火葬炉併設の総合斎場を都内６カ所で運営しております。

葬祭事業につきましては、葬儀の簡素化、低廉化志向が進みましたが、平成28年12月の四ツ木斎場の営業再開等により、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、葬祭セグメントの売上高は8,658百万円（前期比5.3%増）となりました。

その他セグメント



売上高（単位：百万円）

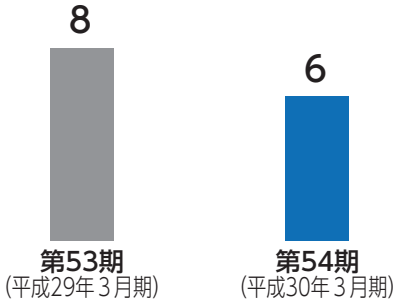



その他セグメントに属するトムソンナショナルカントリー倶楽部の売上高は前期を下回り、６百万円（前期比26.5％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、デジタル印刷機の導入費用４億円及び子会社である東京博善株式会社の設備改修工事費４億円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。当連結会計年度末の当社グループの借入金及び社債は、前期末より70億円減少し208億円となっております。

また、今後の資金需要に対し、安定かつ効率的な調達を行うため、平成29年12月に主要取引金融機関と総額40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 直前３事業年度の損益及び財産の状況

当社グループの損益及び財産の状況の推移

売上高 (単位：百万円)

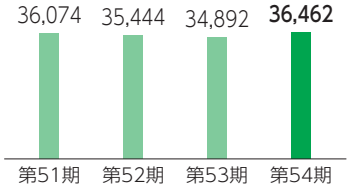

親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (単位：百万円)

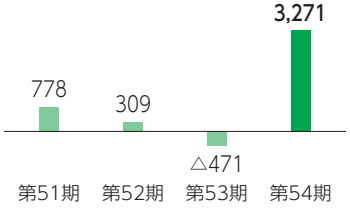

１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失 (単位：円)

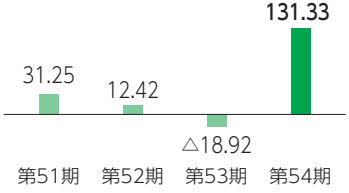

総資産 (単位：百万円)

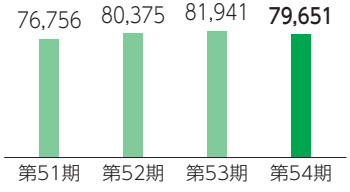

純資産 (単位：百万円)

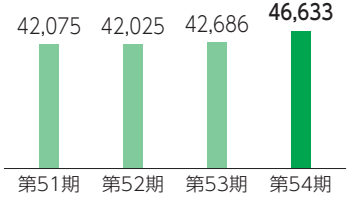

１株当たり純資産額 (単位：円)

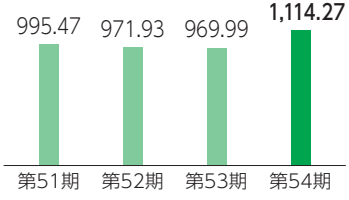

区　分		第51期 平成27年３月期	第52期 平成28年３月期	第53期 平成29年３月期	第54期 (当連結会計年度) 平成30年３月期
売上高	(百万円)	36,074	35,444	34,892	**36,462**
営業利益	(百万円)	2,583	2,214	2,561	**2,181**
経常利益	(百万円)	2,192	1,884	2,066	**1,648**
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(百万円)	778	309	△471	**3,271**
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	(円)	31.25	12.42	△18.92	**131.33**
総資産	(百万円)	76,756	80,375	81,941	**79,651**
純資産	(百万円)	42,075	42,025	42,686	**46,633**

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	出資比率（%）	主要な事業内容
東京博善株式会社	4,050	60.9	葬祭事業
廣済堂あかつき株式会社	100	100.0	出版事業
株式会社廣済堂出版	10	100.0	出版事業

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は緩やかな景気回復が持続し、雇用や所得の改善継続が期待される一方、海外につきましては政治・経済の不確実性が懸念されるなど、景気の先行きは予断を許しません。

次期は第３次中期経営計画「KOSAIDO Re-Innovation」の２年目であり、廣済堂グループは「KOSAIDO　Re-Innovation」の実現に向け、「コア事業の競争力強化及び再構築、事業ポートフォリオ改編」、「組織再編、制度意識改革」、「経営管理体制の強化」、「財務体質改善、経営指標改善」及び「子会社のガバナンス強化」を重要な経営課題として、以下の施策を推進してまいります。

「コア事業の競争力強化及び再構築、事業ポートフォリオ改編」につきましては、コア事業である印刷事業の再構築を行うとともに、事業領域の整理を行い各事業領域の成長分野に対する経営資源の再配分及び適正化を行ってまいります。

「組織再編、制度意識改革」につきましては、業務及び職務の分掌の見直しや次期経営人材の育成のため新たな人材育成制度の体系化、重複業務の集約・多能工化による間接人員削減等を推進してまいります。

「経営管理体制の強化」につきましては、開かれた経営や風通しの良い職場環境等を推進するとともに、投資判断基準の再整備及びその厳格な運用による費用対効果への意識向上等を推進してまいります。

「財務体質改善、経営指標改善」につきましては、資産の圧縮や安定した収益による有利子負債返済等を進め、またKPIの設計等経営指標の見直しを行ってまいります。

「子会社のガバナンス強化」につきましては、加速する事業環境の変化に対する子会社の

適応力強化のため、子会社の経営陣刷新等を進めてまいります。

廣済堂グループは、1949年（昭和24年）に印刷会社として創業以来、社名にある「廣済」（広く社会に貢献する）を経営理念として、印刷、IT、人材、出版、葬祭などの各事業を通じ、社会の発展と人々の豊かな暮らし創りの担い手として、信頼される企業グループを目指しております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、事業の種類別セグメントは以下のとおりであります。

区　分	事業内容	会　社
情報	印刷物及びIT系商材の製造販売 求人広告及び人材紹介等 出版物の出版・販売	㈱廣済堂 廣済堂あかつき㈱ ㈱廣済堂出版 威海廣済堂京友包装有限公司 ㈱廣済堂ビジネスサポート ㈱キャリアステーション KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.
葬祭	火葬事業及び斎場経営	東京博善㈱
その他	ゴルフ場等の資産管理等	㈱トムソンナショナルカントリー倶楽部

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

当社

■本社・情報コミュニケーション事業部	東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスＳ館13F
さいたま工場	埼玉県さいたま市桜区町谷1-4-1
■知財情報事業部	東京都港区芝4-7-8 芝サンエスワカマツビル
■新聞印刷事業部木場工場	東京都江東区木場2-14-8
有明工場	東京都江東区有明1-1-7
■パッケージングサービス部	東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスＳ館13F
■情報コミュニケーションメディア事業部	大阪府豊中市蛍池西町2-2-1
大阪営業所	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル5F
製版センター	大阪府大阪市福島区海老江3-22-61
■ＨＲソリューション事業部	東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスＳ館13F
仙台営業所	宮城県仙台市若林区舟丁18-2
新潟営業所	新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54 日生南笹口ビル6F
富山営業所	富山県富山市千歳町2-13-2
金沢営業所	石川県金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢3F
大阪営業所	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル5F
■ライフスタイルデザイン事業部	東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスＳ館13Ｆ



■ 本社
● 事業本部
▲ 営業所
○ 工場

廣済堂あかつき㈱	東京都練馬区貫井4-1-11
㈱廣済堂出版	東京都千代田区神田小川町2-3-13 M&Cビル7F
㈱廣済堂ビジネスサポート	東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスＳ館13F
㈱キャリアステーション	新潟県新潟市中央区上大川前通６番町1214-2
威海廣済堂京友包装有限公司	中華人民共和国山東省威海市石島開発区
㈱トムソンナショナルカントリー倶楽部	栃木県栃木市西方町本城字城山1451
KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.	1604 16th Floor Havana Tower, 132 Ham Nghi Street, Ben Thanh Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

東京博善㈱

■本社	東京都千代田区内神田2-5-6 亀田ビル
四ツ木斎場	東京都葛飾区白鳥2-9-1
堀ノ内斎場	東京都杉並区梅里1-2-27
町屋斎場	東京都荒川区町屋1-23-4
代々幡斎場	東京都渋谷区西原2-42-1
桐ヶ谷斎場	東京都品川区西五反田5-32-20
落合斎場	東京都新宿区上落合3-34-12

(7) 使用人の状況 (平成30年３月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,377名	29名（減）

(注) 使用人は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時使用人は含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
936名	66名（減）	43.8歳	16.0年

(注) 使用人は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時使用人は含みません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年３月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	7,723
株式会社みずほ銀行	2,968
株式会社八千代銀行	2,751
株式会社りそな銀行	2,180
株式会社静岡中央銀行	1,513
株式会社横浜銀行	1,485
三井住友信託銀行株式会社	890
株式会社武蔵野銀行	800
株式会社三菱東京UFJ銀行	515
合　計	20,823

(注) 1.上記借入額には社債を含んでおります。
2.株式会社八千代銀行は平成30年５月１日付で商号を株式会社きらぼし銀行に変更しております。
3.株式会社三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

2 会 社 の 現 況

(1) 株式の状況 (平成30年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　95,130,000株
② 発行済株式の総数　24,922,600株
③ 株主数　10,604名
④ 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
櫻井　美江	2,413	9.69
エイチ・エス証券株式会社	1,840	7.39
廣済堂取引先持株会	1,436	5.77
澤田ホールディングス株式会社	1,248	5.01
株式会社ヤクルト本社	746	2.99
廣済堂社員持株会	708	2.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	643	2.58
凸版印刷株式会社	626	2.51
株式会社学研ホールディングス	584	2.34
株式会社静岡中央銀行	510	2.05

（注）持株比率は自己株式8,851株を控除して計算しております。

⑤ 所有者別株式数

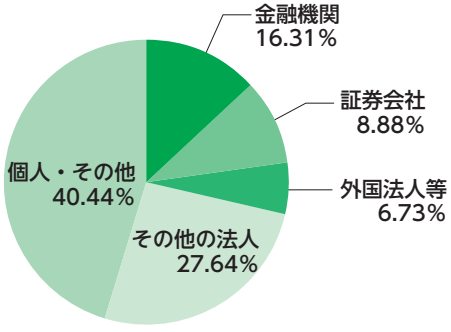

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成30年３月31日現在)

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅　野　　健	㈱金羊社代表取締役会長、東京博善㈱取締役、(一社)日本印刷産業連合会副会長、印刷工業会副会長
取締役	芦　田　正　明	印刷関連事業統括
取締役	坂　本　純　一	情報コミュニケーション事業部長
取締役	土　井　常　由	経営企画・財務本部、管理本部担当、その他関係会社管掌、㈱廣済堂出版取締役、廣済堂あかつき㈱代表取締役社長
取締役	根　岸　千　尋	人材関連事業統括、人材事業関連会社担当、㈱金羊社非常勤取締役当社人材関連子会社（※）代表取締役社長（※ ㈱廣済堂ビジネスサポート、KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD、㈱キャリアステーション）
取締役	西　田　　博	飛島建設㈱顧問
常勤監査役	中　井　　章	㈱廣済堂出版監査役、廣済堂あかつき㈱監査役、㈱廣済堂ビジネスサポート監査役、KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.監査役
監査役	中　辻　一　夫	
監査役	円　谷　智　彦	㈱Sjhホールディング社外監査役

(注) 1. 取締役西田博氏は、非常勤の社外取締役であります。
2. 中辻一夫氏、円谷智彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中井章氏、中辻一夫氏及び円谷智彦氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役中井章氏は、当社の経理部に長年にわたり在籍し、経理業務等に精通しております。
・監査役中辻一夫氏は、株式会社バンダイに長年にわたり在籍し、同社取締役として経営に参画し、決算手続ならびに財務諸表等に精通しております。
・監査役円谷智彦氏は、会計検査院に長年にわたり在籍し、会計監査等に精通しております。
4. 当社は、社外監査役円谷智彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 各社外役員は、当社との間で会社法第427条第１項、定款第23条及び第34条に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。
なお、平成30年３月13日に逝去により退任した社外取締役藤田 弘道氏との間でも同内容の契約を締結しておりました。

○事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任日	退任理由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
枝本　明	平成29年６月29日	任期満了	取締役
藤田　弘道	平成30年３月13日	逝去	社外取締役 凸版印刷㈱名誉顧問

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）	対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	
取締役（社外取締役を除く）	50	50	6
社外取締役	11	11	2
監査役（社外監査役を除く）	9	9	1
社外監査役	9	9	2

（注）1. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、平成30年３月13日逝去により退任した社外取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
2. 当社は平成26年6月27日開催の当社第50回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、第50回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役１名に対し総額２百万円の退職慰労金を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

イ　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・逝去により退任した取締役藤田弘道氏は凸版印刷株式会社名誉顧問を兼務しておりました。なお、当社は凸版印刷株式会社との間に同業として多方面にわたる取引関係があります。

・社外取締役の西田博は飛島建設株式会社の顧問を兼務しております。なお、当社は飛島建設株式会社との間に取引関係はありません。

・監査役円谷智彦氏は株式会社Sjhホールディングの社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社Sjhホールディングとの間に取引関係はありません。

ロ　当事業年度における主な活動状況

・逝去により退任した取締役藤田弘道氏は、非常勤の社外取締役として取締役会14回のうち９回に出席し、業界トップ企業の経営者としての経験・見識に基づいた有益な助言・提言を行っておりました。

・取締役西田博氏は、非常勤の社外取締役として取締役会14回のうち14回すべてに出席し、法務省で培った経験・見識から営業部門への支援、有益な助言・提言を行っております。
・監査役中辻一夫氏は、監査役会６回のうち６回、取締役会14回のうち14回に出席し、深い経理知識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
・監査役円谷智彦氏は、監査役会６回のうち６回、取締役会14回のうち14回に出席し、会計検査院での長年の経験と知識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　興亜監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人である興亜監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、監査法人の過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適正であるかについて検討した結果、適正であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社ならびに会社及びその子会社から成る企業集団（以下「当企業集団」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役会を定期的に開催する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。

ロ コンプライアンスに係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行うとともに、部署又は支店ごとにコンプライアンス担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理を行う。

ハ 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。

ニ 情報・伝達の機能として、社内通報制度を持つ。

ホ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。

ヘ 財務報告に係る内部統制については、会社法及び金融商品取引法、ならびに東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、専門部署を設けて十分な体制を構築する。

ト 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

チ 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務活動について、法令、定款への適合の観点から監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ 情報の保存及び管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

ロ 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書といった性質に応じて、文書名・保存年限・保存部署・保存形式を定めて保存・管理責任の所在を明確にし、徹底した管理を行う。

ハ 情報セキュリティに係る対策については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。

ニ 取締役・監査役の閲覧手続きを明確化する。

ホ 子会社に対して、一定の重要事項については、子会社の取締役会で決定する前に、当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。

ヘ 当社は、当企業集団の子会社の社長などをメンバーとした連絡会を定期的に開催し、そこで経営活動等に関する報告を受けるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

ロ 全社的なリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。

ハ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。

ニ 子会社のリスク管理については、子会社からの報告を適宜受けると共に、当社の監査役及び内部監査室が子会社のリスク管理状況の監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

④ 当社及び子会社における取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

イ 取締役会は、会議を開催して、中長期的な観点から経営計画を策定し、毎期の業績目標を設定する。適宜、目標に対する分析を行い、必要に応じて目標の修正を行う。

ロ 代表取締役・業務執行取締役は、その職務の執行の効率性を月度で開催する取締役会で報告し、そのレビューの結果に基づき、効率的な意思決定を行う。

ハ 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌・稟議規程を定め、業務執行組織を運営する。
ニ 当社の内部監査室は、当社及び当企業集団の内部統制の有効性について監査を行う。
ホ IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を有する。
ヘ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当企業集団内における位置づけ等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるように監督する。
ト 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

⑤ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社は、関係会社管理規程に前記①、②、③及び④における子会社に関する事項を定めると共に、これに基づいて、当社の事務局部署を設けるなど、当企業集団全体の業務の適正を確保するための組織を整備する。
ロ 第①項ニの社内通報制度については、当企業集団全体を対象とする。

⑥ 監査役の監査環境に係る体制

イ 補助使用人に関する事項
　監査役の職務を補助すべき常傭の使用人は設けないが、必要の都度、監査役の業務を補助するための人員を配置することとする。人員の選任に当たっては、使用人の独立性の観点から、担当取締役と監査役が意見交換を行うこととする。
ロ 当社の取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項
（イ）取締役は取締役会等の重要な会議において、随時担当業務の執行状況の報告を行う。
（ロ）取締役及び使用人は、当社及び当企業集団に著しい影響を及ぼす事実が発生し、又は発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告する。

ハ 子会社の取締役、監査役その他の役職員が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の役職員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。

ニ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

本項に定める監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

ホ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役が、その職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ヘ その他監査の実効性確保に関する事項

（イ）監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。

（ロ）取締役は、監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限の円滑な行使のため、監査役と当企業集団の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適時・適切に行えるよう協力する。

（ハ）監査役会は、コンプライアンス部署、情報保存・管理部署、リスク管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

当社の運用状況の概要

1．内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。監査役及び内部監査室による内部統制システムの整備・運用状況の評価結果における重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

2．取締役・使用人の職務執行

複数選任された社外取締役が、定期的に開催される取締役会へ参加して発言するなど、監督機能の強化を行っております。なお、取締役会の開催回数は14回であります。

取締役の職務執行の効率性を確保するため、各取締役の業務分掌を取締役会で定め、業務執行部門の責任者の任命を行うとともに、業務分掌規程や稟議決裁規程等で職務権限の明確化を図っております。

3．コンプライアンス

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス規程、役員服務規程等の遵守すべき規程を社内のイントラネットで常時閲覧できる環境としており、さらに定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また内部通報制度につきましては、社内のみならず、外部の弁護士を通報窓口として当社及び子会社に設置しております。

反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特別暴力対策連合会及び北摂ブロック企業防衛対策協議会に加入し、講習会等により情報収集を行っております。

情報の管理につきましては文書管理規程及び情報セキュリティ規程を定め、文書管理規程は主管部署として人事総務部が、情報セキュリティ規程は同規程に基づき設置された情報セキュリティ委員会が、それぞれ職務執行に係る情報の管理を行っております。

4．リスク管理

事業継続計画書を定める他、リスクの防止及び会社の損失の最小化を目的としたリスク管理委員会規程を定めて、リスク管理の推進及び統括のためリスク管理委員会を設置しております。

5．子会社経営管理

関係会社管理規程を定め、経営企画部が主管部署として子会社の経営の管理を行っており、事前に協議が必要な重要事項については事前に報告を受け、当社の経営会議の決議を得る体制としております。また、同規程に基づき、子会社の機関設計、業務執行体制及び意思決定について、効率的な業務執行が行われるよう監督しております。

6．監査役の監査環境

監査役は経営会議・取締役会に出席し、取締役より業務の報告を受けております。なお、経営会議への出席回数は14回、取締役会への出席回数は14回であります。また監査役は、会計監査人・内部監査室等の内部統制に係る機関・組織と必要に応じて定期的に情報交換を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社の企業価値は、単なる短期的利潤の追求に留まらず企業の社会的責務をも重視しつつ事業展開を図るという当社の日々の企業活動の結果として生み出されたものであり、これにより、当社の様々なステークホルダーへの還元が実行されるに至っているものと認識しております。

そこで、当社取締役会といたしましては、今後将来にわたり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上していくためには、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は（1）短期的な視野に偏ることなく、中長期的な視野から経営を行い、適法かつ適正な利益を追求する、(2) 企業の社会的責務を十分に尊重し、株主はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員などすべてのステークホルダーの利益との関係基盤が企業価値を生み出す源泉である、これらの点を十分に理解する者であることが必要不可欠であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の支配の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させるため、以下のとおり、買収防衛策としての情報開示ルールを導入しています。

イ 情報開示ルールの内容

（イ）大規模買付行為の定義

当社株式等を買い付ける者のうち、情報開示ルールの対象となる者は、(a) 当事者を含む株主グループの議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、又は、(b) 当該買付の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為を行おうとする者です。

（ロ）大規模買付者による必要事項の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、情報開示ルールを尊重する旨を記した意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下

の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報（以下これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分でないと考えた場合、大規模買付者に対して、再度、情報の提供を要請します。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に必要情報が提出された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

(a) 大規模買付者グループの概要
(b) 大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容
(c) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
(d) 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値又は株主共同の利益を低下させるものではないかを判断するために必要かつ十分な情報

（ハ）当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して90日以内の期間（ただし、取締役会は、必要がある場合には、この期間を30日を上限として延長することができます。延長する場合は、延長期間と延長理由を開示します。）（以下「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社が、分析検討期間を原則として90日と定めているのは、当社の営む事業が、ゴルフ場関連事業という多様なステークホルダーに大きな影響を与える事業であること、及び葬祭関連事業（子会社）という公共性が高く、その動向が地域社会に大きな影響を与える事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

（二）大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為者は、分析検討期間の経過後にのみ開始することができるものとします。

（ホ）情報開示ルールの適用外

当社取締役会は、上記（ハ）の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には、以後情報開示ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

ロ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（イ）大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び定款のもとで可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

（ロ）大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（買収目的や経営方針・事業計画等からみて企業価値を著しく損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの利益を損なう結果企業価値を著しく損なうものなど。）には、前記（イ）と同様の対抗措置を発動することがあります。

（ハ）当社取締役会による意見表明

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動しない場合でも、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が不合理であると疑う場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に劣ると疑う場合その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑う場合には、その旨の意見表明を行い、前記方針及び計画を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

ハ 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置を発動するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために必要があるときは、当社取締役会から独立した組織として設置される委員会に対抗措置の発動の適否を諮問し、勧告を受けます。

なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、前記第②項第イ号（ハ）に定める分析検討期間内に含まれます。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、上記②の取組み（以下、「本取組み」といいます。）は、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

イ 本取組みは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

ロ 当社が提案する取締役選任議案を通じて、本ルールの継続に関して株主の皆様のご信任を得ることとしております。

ハ 本取組みに基づき対抗措置を発動するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために必要があるときは、当社取締役会から独立した組織として設置される委員会に対抗措置の発動の適否を諮問し、勧告を受けるものとし、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行うこととしております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
【資産の部】	
流動資産	**23,437**
現金及び預金	14,294
受取手形及び売掛金	7,040
商品及び製品	492
仕掛品	660
原材料及び貯蔵品	44
繰延税金資産	60
その他	906
貸倒引当金	△61
固定資産	**56,138**
有形固定資産	**43,672**
建物及び構築物	18,546
機械装置及び運搬具	5,062
土地	15,635
リース資産	980
工具、器具及び備品	3,380
その他	66
無形固定資産	**1,052**
投資その他の資産	**11,413**
投資有価証券	6,744
長期貸付金	1,018
退職給付に係る資産	231
その他	3,518
貸倒引当金	△99
繰延資産	**76**
資産合計	**79,651**

科　目	金　額
【負債の部】	
流動負債	**12,537**
支払手形及び買掛金	2,520
短期借入金	650
1年内返済予定の長期借入金	3,853
1年内償還予定の社債	1,360
未払法人税等	435
賞与引当金	325
返品調整引当金	24
その他	3,369
固定負債	**20,480**
社債	2,800
長期借入金	12,193
リース債務	1,040
繰延税金負債	1,941
再評価に係る繰延税金負債	228
役員退職慰労引当金	183
退職給付に係る負債	31
その他	2,061
負債合計	**33,017**
【純資産の部】	
株主資本	**27,407**
資本金	**1,000**
資本剰余金	**206**
利益剰余金	**26,206**
自己株式	**△5**
その他の包括利益累計額	**353**
その他有価証券評価差額金	1,612
土地再評価差額金	△1,195
為替換算調整勘定	△63
非支配株主持分	**18,873**
純資産合計	**46,633**
負債純資産合計	**79,651**

連結損益計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**36,462**
売上原価		**26,020**
売上総利益		**10,442**
販売費及び一般管理費		**8,260**
営業利益		**2,181**
営業外収益		
受取利息配当金	112	
受取賃貸料	101	
貸倒引当金戻入額	50	
作業くず売却益	86	
その他	59	**409**
営業外費用		
支払利息	228	
賃貸費用	111	
持分法による投資損失	351	
貸倒引当金繰入額	99	
その他	150	**942**
経常利益		**1,648**
特別利益		
固定資産売却益	3,816	
その他	39	**3,856**
特別損失		
固定資産売却損	246	
固定資産除却損	37	
減損損失	367	
本社移転費用	148	
その他	158	**957**
税金等調整前当期純利益		**4,547**
法人税、住民税及び事業税	852	
法人税等調整額	△244	**607**
当期純利益		**3,940**
非支配株主に帰属する当期純利益		668
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,271**

連結株主資本等変動計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,000	－	19,586	△5	23,580
当期変動額					
資本金から剰余金へ振替	△3,000	3,000			－
欠損填補		△2,793	2,793		－
親会社株主に帰属する当期純利益			3,271		3,271
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			554		554
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△3,000	206	6,620	△0	3,826
当期末残高	1,000	206	26,206	△5	27,407

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,309	△640	△83	585	18,519	42,686
当期変動額						
資本金から剰余金へ振替						－
欠損填補						－
親会社株主に帰属する当期純利益						3,271
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						554
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	303	△554	19	△232	353	120
当期変動額合計	303	△554	19	△232	353	3,947
当期末残高	1,612	△1,195	△63	353	18,873	46,633

計 算 書 類

貸借対照表 (平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
【資産の部】	
流動資産	**12,038**
現金及び預金	4,355
受取手形	522
電子記録債権	970
売掛金	4,514
商品及び製品	23
仕掛品	358
原材料及び貯蔵品	55
前渡金	75
前払費用	132
その他	1,585
貸倒引当金	△556
固定資産	**27,921**
有形固定資産	**11,652**
建物	3,405
構築物	53
機械及び装置	887
車両運搬具	5
工具、器具及び備品	449
土地	5,903
リース資産	947
その他	0
無形固定資産	**808**
投資その他の資産	**15,460**
投資有価証券	4,095
関係会社株式	8,634
長期貸付金	353
長期前払費用	2,038
その他	358
貸倒引当金	△19
繰延資産	**76**
資産合計	**40,036**

科 目	金 額
【負債の部】	
流動負債	**9,745**
支払手形	118
買掛金	2,162
短期借入金	500
1年内返済予定の長期借入金	3,115
1年内償還予定の社債	1,360
リース債務	309
未払金	1,433
未払法人税等	54
未払消費税等	81
賞与引当金	215
その他	393
固定負債	**25,315**
社債	2,800
長期借入金	19,157
リース債務	1,015
長期未払金	1,157
繰延税金負債	702
再評価に係る繰延税金負債	228
その他	253
負債合計	**35,060**
【純資産の部】	
株主資本	**4,579**
資本金	**1,000**
資本剰余金	**206**
その他資本剰余金	206
利益剰余金	**3,378**
その他利益剰余金	3,378
繰越利益剰余金	3,378
自己株式	**△5**
評価・換算差額等	**396**
その他有価証券評価差額金	1,591
土地再評価差額金	△1,195
純資産合計	**4,975**
負債純資産合計	**40,036**

損益計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**24,926**
売上原価		**19,067**
売上総利益		**5,858**
販売費及び一般管理費		**5,899**
営業損失		**△41**
営業外収益		
受取利息及び配当金	648	
受取賃貸料	130	
その他	152	**931**
営業外費用		
支払利息	307	
賃貸費用	111	
貸倒引当金繰入額	239	
その他	119	**778**
経常利益		**111**
特別利益		
固定資産売却益	3,816	
その他	0	**3,817**
特別損失		
固定資産売却損	235	
固定資産除却損	15	
関係会社株式評価損	844	
本社移転費用	148	
その他	36	**1,281**
税引前当期純利益		**2,647**
法人税、住民税及び事業税	69	
法人税等調整額	△244	△175
当期純利益		**2,823**

株主資本等変動計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,000	－	－	29	△2,823	△2,793	△5	1,201
当期変動額								
資本金から剰余金への振替	△3,000	3,000	3,000					－
欠損填補		△2,793	△2,793		2,793	2,793		－
利益準備金の取崩				△29	29	－		－
当期純利益					2,823	2,823		2,823
自己株式の取得							△0	△0
土地再評価差額金の取崩					554	554		554
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△3,000	206	206	△29	6,201	6,171	△0	3,378
当期末残高	1,000	206	206	－	3,378	3,378	△5	4,579

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,256	△640	615	1,817
当期変動額				
資本金から剰余金への振替				－
欠損填補				－
利益準備金の取崩				－
当期純利益				2,823
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩				554
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	334	△554	△219	△219
当期変動額合計	334	△554	△219	3,158
当期末残高	1,591	△1,195	396	4,975

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月16日

株式会社廣済堂
取締役会　御中

興亜監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　松　村　　隆　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　宇佐美　浩　一　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社廣済堂の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社廣済堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月16日

株式会社廣済堂
取締役会　御中

興亜監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　松　村　　隆　　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　宇佐美　浩　一　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社廣済堂の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第５４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

株式会社廣済堂　監査役会

常勤監査役　中井　章　㊞

社外監査役　中辻一夫　㊞

社外監査役　円谷智彦　㊞

以　上

以　上

株主総会会場ご案内図

場　所

東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスＳ館１階　大ホール
TEL：03-3453-0550（代）

交通機関

JR線・東京モノレール
浜松町駅 ▶ 徒歩 **7** 分

都営三田線・浅草線
三田駅 ▶ 徒歩 **8** 分

都営浅草線・大江戸線
大門駅 ▶ 徒歩 **10** 分

ゆりかもめ
日の出駅 ▶ 徒歩 **3** 分

※お車でのご来場はご遠慮ください



- **株主総会当日のお土産はお配りしておりません。**
- **定時株主総会終了後お届けしておりました「報告書」及び「定時株主総会決議ご通知」は前年度より発送を取りやめております。なお、「報告書」は本招集ご通知と統合し、「定時株主総会決議ご通知」は当社ホームページに掲載いたします。**
  何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。